

議 案 第 25 号

石川県教育委員会事務局等処務規程及び石川県立学校処務規程の一部改正について

1 提案理由

育児休業制度の改正に伴い、関係規程を整備する必要があるため

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条

3 改正案

2～5 頁のとおり

4 施行年月日

平成22年6月30日

石川県教育委員会事務局等処務規程 新旧対照表

改正案

現行

<p>(育児休業の手續き) 第七十条の二 略</p> <p>2 石川県職員等の育児休業等に関する条例（平成四年石川県条例第三号）第三条の規定により、再度の育児休業の承認の請求を予定する職員にあつては、前項の規定による育児休業の請求の際に、育児休業等計画書を提出しなければならない。</p> <p>3 育児休業の承認を受けた職員（育児休業期間の延長の承認を受けた職員を含む。以下同じ。）は、次の各号の一に該当するときは、養育状況変更届により遅滞なく、教育長に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 育児休業に係る子が死亡したとき。</li> <li>二 育児休業に係る子が職員の子でなくなつたとき。</li> <li>三 育児休業に係る子を養育しなくなつたとき。</li> </ul>	<p>(育児休業の手續き) 第七十条の二 略</p> <p>2 石川県職員等の育児休業等に関する条例（平成四年石川県条例第三号）第三条第四号の規定により、再度の育児休業の承認の請求を予定する職員にあつては、前項の規定による育児休業の請求の際に、育児休業等計画書を提出しなければならない。</p> <p>3 育児休業の承認を受けた職員（育児休業期間の延長の承認を受けた職員を含む。以下同じ。）は、次の各号の一に該当するときは、養育状況変更届により遅滞なく、教育長に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 育児休業に係る子が死亡したとき。</li> <li>二 育児休業に係る子が職員の子でなくなつたとき。</li> <li>三 育児休業に係る子を養育しなくなつたとき。</li> <li>四 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が当該承認に係る期間に養育することができなくなつたとき。</li> </ul>
<p>4・5 略</p> <p>(育児短時間勤務の手續) 第七十条の二の二 略</p> <p>2 石川県職員等の育児休業等に関する条例第十一条の規定により、再度の育児短時間勤務の承認の請求を予定する職員にあつては、前項の規定による育児短時間勤務の請求の際に、育児休業等計画書を提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>4・5 略</p> <p>(育児短時間勤務の手續) 第七十条の二の二 略</p> <p>2 石川県職員等の育児休業等に関する条例第五号の規定により、再度の育児短時間勤務の承認の請求を予定する職員にあつては、前項の規定による育児短時間勤務の請求の際に、育児休業等計画書を提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>

石川県教育委員会訓令第5号

庁 中 一 般  
出 先 機 関  
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等処務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成22年6月 日

石川県教育委員会

第70条の2第2項中「~~振川~~」を「~~振川~~」に改め、同条第3項第4号を削る。

第70条の2の2第2項中「~~振十~~」を「~~振十~~」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年6月30日から施行する。

<p>(育児休業の手続き) 第三十二条の三 略</p> <p>2 石川県職員等の育児休業等に関する条例(平成四年石川県条例第三号)第三条の規定により、再度の育児休業の承認の請求を予定する職員にあつては、前項の規定による育児休業の請求の際に、育児休業等計画書を提出しなければならない。</p> <p>3 育児休業の承認を受けた職員(育児休業期間の延長の承認を受けた職員を含む。以下同じ。)は、次の各号の一に該当するときは、養育状況変更届により遅滞なく、教育長に届け出なければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 育児休業に係る子が死亡したとき。</li> <li>二 育児休業に係る子が職員の子でなくなつたとき。</li> <li>三 育児休業に係る子を養育しなくなつたとき。</li> </ul> <p>4・5 略</p> <p>(育児短時間勤務の手続) 第三十二条の三の二 略</p> <p>2 石川県職員等の育児休業等に関する条例第十一条の規定により、再度の育児短時間勤務の承認の請求を予定する職員にあつては、前項の規定による育児短時間勤務の請求の際に、育児休業等計画書を提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>	
<p>(育児休業の手続き) 第三十二条の三 略</p> <p>2 石川県職員等の育児休業等に関する条例(平成四年石川県条例第三号)第三条第四号の規定により、再度の育児休業の承認の請求を予定する職員にあつては、前項の規定による育児休業の請求の際に、育児休業等計画書を提出しなければならない。</p> <p>3 育児休業の承認を受けた職員(育児休業期間の延長の承認を受けた職員を含む。以下同じ。)は、次の各号の一に該当するときは、養育状況変更届により遅滞なく、教育長に届け出なければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 育児休業に係る子が死亡したとき。</li> <li>二 育児休業に係る子が職員の子でなくなつたとき。</li> <li>三 育児休業に係る子を養育しなくなつたとき。</li> <li>四 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が当該承認に係る期間に養育することができなくなつたとき。</li> </ul> <p>4・5 略</p> <p>(育児短時間勤務の手続) 第三十二条の三の二 略</p> <p>2 石川県職員等の育児休業等に関する条例第十一条第五号の規定により、再度の育児短時間勤務の承認の請求を予定する職員にあつては、前項の規定による育児短時間勤務の請求の際に、育児休業等計画書を提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>	

石川県教育委員会訓令第6号

県立学校

石川県立学校処務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

平成22年6月 日

石川県教育委員会

第32条の3第2項中「~~縦川~~」を「~~縦川~~」に改め、同条第3項第4号を削る。

第32条の3の2第2項中「~~縦十~~」を「~~縦十~~」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年6月30日から施行する。